

令和3年度近畿中国森林管理局 事業評価技術検討会議事概要

- 1 日 時：令和4年2月24日（木）13:30～15:00
- 2 場 所：近畿中国森林管理局 4階大会議室外（Web開催）
- 3 出席者：技術検討会委員
松浦 純生（委員長）、松村 直人、深町 加津枝
近畿中国森林管理局
総務企画部長、森林整備部長、企画調整課長、森林整備課長
- 4 議 題：事前評価について
森林整備事業千代川森林計画区（鳥取県）
森林整備事業瀬戸内森林計画区（広島県）

5 議事概要

近畿中国森林管理局（以下「近中局」）から、森林整備事業千代川森林計画区及び瀬戸内森林計画区の事前評価の案について説明した後、質疑応答・取りまとめ。

【千代川森林計画区（鳥取県）】

（委員）

森林環境保全整備事業は、人工林を対象に事業を行うとされているのか。

（近中局）

森林環境保全整備事業は、人工林に限定したものではない。

（委員）

説明いただいた事業そのものは、いろいろ検討されており良いと思う。

ただ、採択する時のチェック項目の内容や対象とする地域全体がどういう森林かを考えた時に、事業が人工林の整備、間伐などで終わってしまうだけでなく、少し新しい方向性で新規の事業にも取り組めないものかと強く感じる。

事業地の概要では、人工林57%で、天然林はアカマツ・広葉樹で43%と半分弱となっている。天然林には保護林のようなブナ林などの自然林もあるのだろうが、大体は里山林として利用されてきたアカマツやコナラなどの二次的な森林だと想像している。この地域は、元々アカマツ林が非常に面積的にも広がっており、マツを主体としたいろいろな森林利用や森林文化が形成されてきたところである。

一方で、マツ枯れが生じたり、薪炭利用がなくなって放置されている森林も多く、森林環境を保全するために求められているチェックリストを満たす方向を考えた時に、人工林以外の天然林をどうするのか。両輪のような形でこの事業を先駆的に試みってみるなど、あまり事例はないだろうが、少しでもそういう部分を取り入れる可能性はないのかと強い思いがある。

国有林が事業費を使って行う森林環境保全整備事業は、民有林ではできないことから、ある程度新しい試みも行うことに意義があると思う。

また、地域の課題としては、人工林の手入れに留まらずいろいろな課題があって、それをどう解決して行くか試行的に考えるという意味でも、是非、天然林の部分をこの事業で上手に活用できるように考えていただきたい。

(近中局)

国有林が、各森林計画区で5年間の計画を立てて森林整備を行うのは、主に人工林を対象としている。戦後、森林資源が枯渇し、また、社会的な要望を受け、荒廃し劣化した森林の整備、天然林から人工林に林種転換してきた中で、資源が成熟している今、それをうまく循環利用させる観点から、主に人工林を対象にして森林計画を策定しているところである。

一方で、ご指摘いただいたように、里山二次林をどうするのか、地域の方々が過去に積極的に手入れをしてきた旧薪炭林が、燃料革命以降に放置されているような二次林に、もう少しフォーカスを当て、どう整備して資源化に繋げていくのかということ、大きな課題と捉えている。

当局では、平成25年度から岡山署管内において、里山広葉樹林の広葉樹資源を活用していくよう、新たな取組のプロジェクトを立ち上げ、実証を積み重ねているところであり、その結果も踏まえて、里山二次林のような広葉樹について、どう施業対象に繋げていくか、検討しているところである。

(委員)

既に大きな方針が決まっていて、変えられること、変えられないことが確かにあると思う。全国では、この森林環境保全整備事業で人工林以外を対象にしているところや、新しい取組を行っている森林計画区はないのか。

(近中局)

西日本は、人工林に古い歴史があって人工林主体であるが、北海道と東北の国有林では、天然林の整備を実際に手掛けており、しっかりとした天然林の施業体系や方針に基づいて実施しているところである。

現在、国有林からの広葉樹材の供給は、西日本への広がりも含めて林野庁の施策の一つになっていることから、当局も人工林以外についてこれからしっかり対応していく必要があると考えている。

(委員)

なぜ、あえて申し上げたかということ、アカマツが全国の中である程度、材として流通している県の一つが鳥取県である。関西は殆どマツ枯れでダメになっていて、鳥取県と岩手県辺りが、歴史的にもとても大事な文化を支えるような森林であり、それが細々と続いている大事な文化圏であり、経済的なところで、建築材として出てくるところが、関西周辺では鳥取県である。

マツをどうして行くかは、日本が抱えている大きな課題であり、残っているマツをどう材とか資源として価値を高めて行くか。そのための施業体系は新しく生み出す部分もあるが、長い歴史をもって薪炭林とかマツというのは使われて、天然更新をさせたとして、特殊で全然分からないような技術ではない。逆に今、この鳥取県であるからこそ、地域の中に残っていて、地域に則したものがあるので、それをうまく活用しながら、資源的な部分も含めて取り組んでいくことが大事だと思う。

そういうところを国有林が担うと、ある意味国有林の価値が今後いろんなところで、チェックリストにあるような部分で「B」が「A」になっていくようなところが出てくると考える。

人工林を全く施業する必要がないという意味ではなく、半々というわけにはいかないだろうが、例えば1対9、予算の中の僅かでもいいので、5年間の中で検討して組み入れて、次に繋げるようになるだけでもとても価値があると思う。

国有林に期待することは何かということ幅広く見た時に、事業の中身そのものを少しずつ変えること、貴局が先導的に取り組んでいただくということを期待したい。

(近中局)

里山広葉樹材の需要拡大、アカマツ資源の有効活用の取組は、資源的にも国有林でないとなかなか取り組むことができないと考える。地域からの要望に対して国有林が取り組んで地域をリードして行くことが大切であり、森林計画担当部署とも情報共有しながらしっかり検討を進めて行

きたい。

(委員長)

国有林は、過去から様々な技術開発に取り組んでおり、それに基づき施業などを計画的に実施している。したがって、森林環境保全整備事業を行なうにあたっては、日本の森林を国有林が引っ張っていく意味においても、先導的な取組も必要ではないのか。そのためには、森林総合研究所や地域の林業試験場などとも共同して、先ほどのアカマツであるとか人工林から天然林に林種転換することなどについて、事業の中で可能であればトライしていただくことも国有林の重要な使命の一つではないかと考えている。

(委員)

やはり国有林ができることは、地域との連携だと思う。国有林だけの事業とならないよう、地域と連携しながら点から面へ広げていく可能性を、モデル事業的な性格として配慮し、実施していただければと考える。

(近中局)

国有林は広大なフィールドと資源量を持っているので、国有林が先ず先導的な立場で取り組んで、その成果を民有林に紹介しながら一緒になって取り組み普及をさせていきたいと考える。つまりお話があったように、点から面に施業だけでなく技術も広げることが国有林の使命でもあるので、ご意見を踏まえてしっかりと検討していきたい。

(委員長)

各委員から貴重なご意見をいただいたので、事業に入れるような余地があれば、或いは将来考慮することができるのであれば取り入れていただいて、国有林の先導的な取組を推進し、地域に広めていただきたい。国有林でなければできないことも数多くあると思うので、是非、検討いただくようお願いする。

(委員長)

千代川森林計画区の評価の案に対する意見は、おおむね出尽くしたと思われるが、他に意見はないか。

それでは、千代川森林計画区の評価の案について、技術検討会としての意見のとりまとめに入りたい。

検討委員会として、評価の案に異議はなく、意見としては「定量的な費用対効果分析の結果及び定性的な評価結果を総合的に検討した結果、事業の実施は妥当である」ということでよろしいか。

(各委員)

異議なし。

【瀬戸内森林計画区（広島県）】

(委員長)

主な事業内容として路網整備があるが、平成 30 年 7 月豪雨災害との関係で林道改良工事を行うようになっているわけではないのか。

(近中局)

林道改良については、平成 30 年 7 月豪雨災害との関連性があるが、林業専用道の開設に当たっては森林計画区内の全体計画を見ながら優先順位を考慮して整備しているところである。

(委員長)

優先配慮事項の評価指標のうち、森林災害の発生状況の評価が「B」となっているが、直近 3

か年以内に激甚災害に指定された森林災害が発生したことがないため「B」となったと理解している。

一方、治山事業との関係で考えると3か年以内を5か年以内としていただくと、森林整備事業と治山事業が一体となって流域の環境保全に役立つのではないかと。

(近中局)

事業の計画上は、他事業、治山事業と森林整備事業とは大いに関連性があり、連携しているところである。

新規採択のチェックの優先配慮事項の中では、判定としては3か年とされており、今回の評価ではこの判定基準によることになる。

(委員長)

他事業としては治山事業以外に、森林計画区内で砂防事業等の実施されている場合があるので、そうした事業とも連携を図っていただければ良いと思う。

(委員)

優先配慮事項の評価指標のうち、多面的機能を発揮する健全な森林の育成の評価が「B」となっているが、間伐対象面積の割合が30%以上ではないということで、間伐対象の若い齢級の森林が多いということなのか、間伐事業の予算は大きいと思ったところがあり、地域性もあると思うが間伐対象面積の割合30%を超えることは難しいのか。

(近中局)

瀬戸内森林計画区はⅫ齢級60年生の割合が高く、計画において間伐対象面積の割合が30%以上とならなかった。

(委員)

この事業地の中で、例えば希少個体群保護林、森林空間利用タイプの森林の説明があったが、森林計画区内でのこうした保護林等と施業対象森林の位置関係、全体の人工林と天然林の分布の状況・位置関係を補足いただきたい。

やはり森林計画区内にどのように保護林等が分布しているか、空間分布・配置がどうなっているかの説明は重要と考える。

例えば、保護林近くの人工林の取り扱いであったり、双方の関係性を見ていく中でどこでどういう事業をやるのかがこの対象森林計画区では求められているように思う。

(近中局)

今回の事業評価の説明においては、森林計画区内の保護林等と施業対象森林の位置関係、人工林と天然林の分布状況等の資料を添付していないため、委員からのご意見を踏まえ、今後、添付を検討してまいりたい。

(委員)

檜皮採取対象林が特徴的と思ったのだが、今後、対象地の人工林の整備について、よりしっかり育てていくと考えた時に、この地域の人工林は同じスギ、ヒノキであったとしても、将来どんな森林を目指して施業をしていくのか、あるいは環境整備をしていくかというところで少し長期的な視点で考えを説明いただきたい。

(近中局)

檜皮の採取対象林は、特定の目的にかなう人工林や天然林について、文化財の保護等に供するといった観点から設定している。

また、全体的な森林整備をどうしていくかということになるが、これは基本的には全国森林計画等に基づいて、例えば、人工林の生長量や社会的な環境、自然環境を考慮しつつ短伐期、長伐期であったり、あるいは育成複層林などのように条件に応じて人工林のタイプ分けを行い取り扱っているところである。

(委員)

保護林について、林野庁は「緑の回廊」を設定している。改めて中国山地の天然林の分布をみると途切れ途切れで希少な森林がポツポツと点で残っている。

なかなかこの事業で取り組んでいくことは難しいと思うが、そのよう状況も考慮しながら、今後の評価資料を作成していただきたい。

(委員長)

委員からあったパッチ状になった国有林を、コリドーで繋ぐことなどは、この森林整備事業の中で行うことはできるのか。

(近中局)

緑の回廊は保護林と保護林を結ぶものであり、これらの森林は一体として適切に保護をするというのが基本である。したがって天然林は積極的な施業の対象にはしていないところである。

さらに、コリドーの中にも人工林があり人工林は人工林として、しっかり整備しなければならないと考えているところである。

ただ、気を付けなければならないことは、人工林が利用期を迎えたから最初から人工林に仕立て直すのではなく、人工林を天然林に転換する施業も考慮する必要があると考えている。

(委員)

先ほど地域との連携と申し上げたが、国有林自体が分散していることもあるので、コリドーで繋がることも重要と思う。

(委員長)

瀬戸内森林計画区の評価の案に対する意見は、おおむね出尽くしたと思われるが、他に意見はないか。

それでは、瀬戸内森林計画区の評価の案について、技術検討会としての意見のとりまとめに入りたい。

検討委員会として評価の案に異議はなく、意見としては「定量的な費用対効果分析の結果及び定性的な評価結果を総合的に検討した結果、事業の実施は妥当である」ということでよろしいか。

(各委員)

異議なし。

(委員長)

以上で議事を終了する。